

横田農畜産物展示販売センター（レストランピオニ）の運営者募集について

1 指定管理者募集の目的について

横田農畜産物展示販売センターの設置及び管理に関する条例第1条に記載のある施設の設置目的をより効果的、効率的に達成することができる団体を募集することを目的とする。

2 施設の概要

設置の目的：奥出雲町の生産農家の所得向上と農業経済の拡大とともに農業振興と農業経営の安定を図るため。

所在地：島根県仁多郡奥出雲町下横田1652番地1

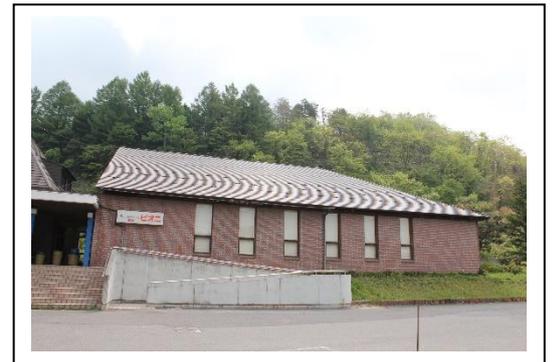
施設概要：

【横田農畜産物展示販売センター レストランピオニ】

- ・ 建築年 平成4年3月
- ・ 構造 RC造一部木造平屋建鋼板葺
- ・ 床面積 291.31㎡
- ・ 内容 客席（レストラン）、厨房、事務室、原材料庫、休憩室、物入庫、室内男女トイレ、玄関ホール、玄関階段等

【横田農畜産物展示販売センター 中庭広場】

- ・ 整備年 平成4年3月
- ・ 広場面積 420㎡
- ・ 内容 芝生広場、中庭テラス



3 施設の管理等に関する事項

(1) 指定管理者が行う業務

- ① 指定管理者は、「横田農畜産物展示販売センターの設置及び管理に関する条例（以下「施設条例」という。）に定めるもののほか、規則その他町長の定めるところに従い適正な管理を行うこと。
- ② 業務に関連して取得した利用者等の個人情報適切に取り扱うこと。
- ③ 業務に関連して作成または取得した文書等について、個人等の利益を阻害し、又は事業の執行

に支障をきたす恐れがある場合を除き、積極的な情報公開に努めること。

- ④ 指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について事業計画書に記載するなどして、あらかじめ町長が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、適正に管理・保存することとする。又、指定管理終了時に当該文書等を町長の指示に従って引き渡すこととする。
- ⑥ 施設の休館日は、原則月曜日とする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、町長の了承を得て、臨時に開館又は休館することができる。
- ⑦ 食品を提供する場合は、地元産の食材を使った料理や加工品等の提供に配慮すること。
- ⑧ 従業員については、地元雇用を優先すること。

(2) 業務の範囲

- ① 業務の範囲は、条例第8条による。
 - ア. 施設の利用の許可に関する業務
 - イ. 施設又は設備の維持管理に関する業務
 - ウ. その他指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

②業務区分は次の表のとおりとする。

業務の種類		内容	区分	
			町	指定管理者
利用の許可	施設の運営	申請の受付・利用許可、利用料徴収、施設の間合せ・案内、施設等利用に係る経費の支払い		○
	苦情対応	苦情等の対応・処理		○
	物品の管理	備品等の管理・保全		○
	利用促進	広報活動、催事の実施等		○
	災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
施設維持管理	施設等の維持管理	上下水道及び電気、通信施設等の設備及び器具等の保全（保守点検、清掃等）。		○
		防災設備の点検、電気工作物保安管理		○
	植栽等の維持管理・保全	樹木・芝生・花壇等の維持管理・保全		○
	整備・改修	施設等の修繕		○
自然災害の原因による建物及び機器修繕、その他の町側の責任において起因する修繕等		○		

* 上記の例によらない場合及び疑義がある場合は、両者協議の上決定する。ただし、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

* 修繕とは、建築物及び設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させるものを言う。

* 施設は現状での使用を前提とし、修繕を行う場合は指定管理者はその費用の全部を負担をすることとする。

(3) 管理に関する収支

①利用料金等の収入

指定管理者が行う事業による利用料金等の収入は、指定管理者が自らの収入として収受させるものとする。

②管理に関する支出

指定管理者の負担とする。

(4) 自主事業について

自主事業を行う場合や施設の改造を行う際には、町と事前協議し両者同意の上実施すること。

(5) リスク分担について

リスク分担については次の表のとおりとする。

種類	内容	負担者	
		町	指定管理者
火災保険の加入	町が所有する建物等	○	
	上記以外		○
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったこと等により損害を与えた場合		○
セキュリティ	警備不備等による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中において業務を廃止した場合における施設設備の原形復旧及び事業者の撤収費用		○

4 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和8年7月1日から令和11年3月31日までとする。

5 指定管理料

町からの指定管理料は支払わないものとする。

6 申請の資格

- (1) 町内に住所又は主たる事務所を置こうとする法人または団体であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められること。
- (3) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更生または再生手続きをしていない法人または団体であること。

- (4) 奥出雲町が行う建設工事等の請負または物品の購入、若しくは製造の請負の指名競争入札について指名保留または指名停止措置を受けていない法人または団体であること。
- (5) 国税・地方税を滞納していない法人または団体であること。
- (6) 暴力団またはその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない法人または団体であること。

7 選定の基準

指定管理者選定委員会において、次の掲げる選定の基準に照らし合わせ、書類審査、又はプレゼンテーションを行い、将来性等を含め総合的な観点から審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用性の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の目的効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他、町長が認めるものであること。

8 選定の日程

- (1) 募集期間 令和8年3月9日（月）～令和8年5月7日（木）
※募集要項及び申請手続き書類については応募と同時配布
- (2) 指定管理申請期間 令和8年3月9日（月）～令和8年5月7日（木）
- (3) 指定管理者選定委員会 令和8年5月中旬頃
- (4) 書類審査結果通知 令和8年5月中旬頃
- (5) 最終認定結果報告 令和8年6月下旬頃
- (6) その他事項 指定管理者の指定は6月議会の議決承認を経て行うこととなります。その後、両者で指定管理協定書を締結することとなります。

9 指定管理申請の手続き

- (1) 申請受付期間
令和8年3月9日（月）から令和8年5月7日（木）までの平日（土日祝日、年末年始の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに応募書類を提出すること。
- (2) 申請書類の提出方法
 - ア. 申請書類は持参、又は郵送（原則として書留。）とする。
 - イ. 正本1部、副本2部（複写可）。
 - ウ. 申請書類の提出場所
〒699-1832
住所： 島根県仁多郡奥出雲町横田1037 奥出雲町役場農業振興課まで
電話0854-52-2679

(3) 申請書類

① 指定申請書（様式第1号）

② 事業計画書

③ 当該法人または団体の経営状況を説明する書類

ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている法人・団体のみ）

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

ウ 現事業年度の収支予算計画書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている法人または団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する法人または団体のみ）

※本ピオニ施設利用に係る、新たな事業計画等について記載する

エ 法人または団体の事業報告書を作成している場合は当該報告書

オ 法人または団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

④ 申請資格を有していることを証する書面

ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

エ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）、若しくは町税滞納有無調査承諾書（様式第2号）、又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

⑤ その他町長が必要と認める書類

(4) その他

ア. 応募書類その他提出された書類は返却しません。

イ. (3) の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合がある。

ウ. 奥出雲町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年奥出雲町条例第13号。以下「手続条例」という。）、施設条例、その他関係法令を承知の上で応募すること。

10 添付書類

(1) 指定管理者の指定手続き等に関する条例

(2) 指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則

(3) 当施設の設置及び管理に関する条例

(お問合せ先)

島根県仁多郡奥出雲町横田1037

奥出雲町役場 農業振興課 農業生産・鳥獣係

TEL 0854-52-2679